

# ライフジャケットの着用が義務化となりました

平成30年（2018年）2月から、すべての小型船舶乗船者（遊漁船も含む）にライフジャケット着用が決定したので、乗船時にライフジャケットのご持参、着用をお願いします。もし持っておられない場合は船に備え付けのライフジャケットをお貸しするのですが 数が足りない場合はオレンジ色の動きにくいになるので 出来る限りご持参をオススメします。新しく買われる場合は**国土交通省認定の桜マークがついている物のみとなっております**ので 買われる時はご注意ください。「CE認証所得」と書いてある物は認められてませんのでご注意ください。「**国土交通省認定**」「**TYPE A**」「**桜マーク**」です。結構ダイワやシマノのライフジャケットには普通についているのですがサーフ用とかはTYPE Aじゃなかったりします、フローティングベストにはついてないので注意ご確認をお願いします。申し訳ありませんがよろしくをお願いします。



**ライフジャケットが命を守る**

ライフジャケット着用者の海中転落時の生存率は2倍以上です！船長の指示がなくても積極的にライフジャケットを着用しましょう！

73% 生	40% 死
非着用	着用

**船長の義務です！**

平成30年2月1日から、小型船舶の船長には、原則、すべての乗船者にライフジャケットを着用させる義務があります！着用させないと違反になります！

**ライフジャケットの種類**

国が安全性を確認した証である桜マークのあるライフジャケットを着用してください！軽く着けやすいものが開発されています！

桜マーク